

平成30年6月28日  
公益財団法人海外漁業協力財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について  
(公表)

当法人は、国家公務員法の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として、再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

【本件連絡先】

電話 03-6895-5381

FAX 03-6895-5388

電子メール [sakata@ofcf.or.jp](mailto:sakata@ofcf.or.jp)